

東京都板橋区法律相談及び家事相談事業実施要綱

(令和元年9月27日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が実施する法律相談及び家事相談（以下「相談」という。）について必要な事項を定め、相談事業を円滑に運営することを目的とする。

（相談の対象者）

第2条 相談の対象者は、区内に在住、在勤又は在学している者とする。

（相談の内容）

第3条 相談の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

（1）法律相談 金銭貸借関係、遺産相続、土地家屋関係、損害賠償、離婚、交通事故等法律問題全般

（2）家事相談 夫婦・親子・家族間の問題、恋愛・一身上の問題等

2 前項の規定にかかわらず、法人格を持つ企業内の案件その他区長が相談の対象とすることが適当でないと認めるものについては、相談事業の対象としないものとする。

（相談料）

第4条 相談に係る料金は徴収しないものとする。

（法律相談の限度）

第5条 法律相談の回数は、同一相談者において同一案件は初回の相談日から起算して1年間に3回までとする。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

（相談の日時）

第6条 相談の実施日時は別表のとおりとする。ただし、東京都板橋区の休日を定める条例（平成元年板橋区条例第1号）第1条に定める区の休日、12月28日及び1月4日を除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは相談の日時を変更することができる。

（面談による相談の場所）

第7条 面談による相談の場所は、板橋区情報処理センター内とする。ただし、法律相談については赤塚庁舎内においても行う。

（相談の方法）

第8条 相談の方法は、面談、オンライン又は電話によるものとする。

（相談の申込）

第9条 相談は予約制とし、広聴広報課区民相談担当係へ電話又は来所により申し込むものとする。

ただし、障がい等によりこれが困難な場合に限り、FAX又はメールによるものも可とする。

2 相談の申込をした場合は、予約日時の相談が終了するまで、重ねて同じ種目の相談申込を行うことはできない。

（相談の時間）

第10条 相談の実施時間は、法律相談においては一回につき30分以内、家事相談においては一回につき60分以内とする。

（相談員の委嘱）

第11条 区長は、次の区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する者を相談員として選考し、委嘱状（様式1）により、委嘱する。

(1) 法律相談員 「板橋区法律相談における弁護士推薦委託及び直接受任に関する協定書」により推薦を受けた弁護士

(2) 家事相談員 家事相談に関する特別の知識・経験を有し、徳望良識のある者

2 相談員は委嘱を承諾する場合は、承諾書（様式2）を区長に提出するものとする。

3 相談員の任期は会計年度とし、会計年度の中途から委嘱された場合は当該年度の終了までの期間とする。

(相談員の再任)

第12条 区長は、必要と認めるときは、相談員の任期満了後、再任することができる。

(相談員の定数)

第13条 相談員の定数は、法律相談員については40人以内、家事相談員については2人以内とする。

(相談員の職務)

第14条 相談員は、第3条第1項に規定する内容について、次の区分に応じ、当該各号に定めることを職務とする。

(1) 法律相談員 法律問題全般について区民が不知、誤解等により不利益を被ることから保護するための指導

(2) 家事相談員 家族間のもめ事及び悩み事に関する相談について、区民が幸せな生活を営むための適切な助言の付与

(相談員の遵守事項)

第15条 相談員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 相談手続きについて、広聴広報課長の指示に従うこと。

(2) 勤務時間中は、相談業務に専念すること。

(3) 相談上知り得た秘密を他に漏らさないこと。解嘱後も、また同様とする。

(4) 相談は、相談時間を有効に活用し誠実・公正で民主的かつ能率的に処理すること。

(5) 相談中は丁寧な対応で適切に相談に応じる等、職務に則り相談を行い、板橋区の不名誉となるような行為をしないこと。

(6) 法律相談員は、相談員の身分を利用して事件の依頼を受け、又は相談を自己本来の仕事に利用しないこと。ただし、法律相談員が「板橋区法律相談における弁護士推薦委託及び直接受任に関する協定書」に基づいて受任する場合は、この限りでない。

(7) 門地又は政治的意见もしくは所属関係によって差別しないこと。

(8) 相談中は、政治活動をしないこと。

2 相談員は、確認書（様式3）に署名のうえ、区長に提出するものとする。

(相談員の解嘱)

第16条 区長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 自己の都合により、辞任を申し出たとき。

(2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があると認められたとき。

(3) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められたとき。

(4) 相談業務の縮小、予算の減少その他やむを得ない事由により廃職又は過員を生じたとき。

(謝礼)

第17条 相談員に対する謝礼は、予算の範囲内で別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広聴広報課長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 2 東京都板橋区法律相談及び家事相談事業運営要綱（昭和61年3月27日区長決定）は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は令和4年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

法律相談	毎週月曜日から金曜日	午後1時から午後4時まで
	毎週水曜日	午後1時から午後4時まで 午後5時から午後7時まで
赤塚庁舎においては毎週水曜日の午後1時から午後4時まで		
家事相談	毎週火曜日	午後1時から午後4時まで

(様式1)

委 嘱 状

様

あなたを、板橋区区民相談室法律相談員
として委嘱します。

(委嘱期間)

年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

板橋区長

(様式1)

委 嘱 状

様

あなたを、板橋区区民相談室家事相談員として委嘱します。

(委嘱期間)

年	月	日から
年	月	日まで

年 月 日

板橋区長

(様式2)

承 諾 書

私は、板橋区区民相談室法律相談員に就任することを承諾いたします。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名

(様式2)

承 諾 書

私は、板橋区区民相談室家事相談員に就任することを承諾いたします。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

氏 名

(様式3)

確 認 書

私は、板橋区区民相談室法律相談員として、下記事項を遵守することを確認いたします。

記

- 1 相談手続きについて、広聴広報課長の指示に従うこと。
- 2 勤務時間中は、相談業務に専念すること。
- 3 相談上知り得た秘密を他に漏らさないこと。解嘱後も、また同様とする。
- 4 相談は、相談時間を有効に活用し誠実・公正で民主的かつ能率的に処理すること。
- 5 相談中は丁寧な対応で適切に相談に応じるなど、職務に則り相談を行い、板橋区の不名誉となるような行為をしないこと。
- 6 相談員の身分を利用して事件の依頼を受け、又は相談を自己本来の仕事に利用しないこと。ただし、法律相談員が「板橋区法律相談における弁護士推薦委託及び直接受任に関する協定書」に基づいて受任する場合は、この限りでない。
- 7 門地又は政治的意見もしくは所属関係によって差別しないこと。
- 8 相談中は、政治活動をしないこと。

(宛先) 板 橋 区 長

年 月 日

法律相談員

住 所

氏 名

(様式3)

確 認 書

私は、板橋区区民相談室家事相談員として、下記事項を遵守することを確認いたします。

記

- 1 相談手続きについて、広聴広報課長の指示に従うこと。
- 2 勤務時間中は、相談業務に専念すること。
- 3 相談上知り得た秘密を他に漏らさないこと。解嘱後も、また同様とする。
- 4 相談は、相談時間を有効に活用し誠実・公正で民主的かつ能率的に処理すること。
- 5 相談中は丁寧な対応で適切に相談に応じるなど、職務に則り相談を行い、板橋区の不名誉となるような行為をしないこと。
- 6 門地又は政治的意見もしくは所属関係によって差別しないこと。
- 7 相談中は、政治活動をしないこと。

(宛先) 板 橋 区 長

年 月 日

家事相談員

住 所

氏 名